

議案第 2 9 号

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日提出

恵庭市議会議員	市 川 慎 二	川 原 光 男	川 股 洋 一
	小 橋 薫	前 田 孝 雄	石 井 美 季
	宮 利 徳	早 坂 政 芳	吉 永 孝 之
	矢 野 浩 章	三 上 まどか	野 沢 宏 紀
	松 島 緑	生 本 富士代	新 岡 知 恵
	武 藤 光 一	澁 谷 敏 明	太 田 実 保
	小 林 卓 矢		

記

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年条例第 1 8 号）
の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 3 条 （略） （期末手当） 第 4 条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日における議員報酬月額及びこれに 100 分の 20 を乗	第 1 条～第 3 条 （略） （期末手当） 第 4 条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日における議員報酬月額及びこれに 100 分の 20 を乗

現行	改正案
じて得た額の合計額に <u>100 分の 225</u> を乗じて得た額とする。 3・4 (略) 第 5 条 (略)	じて得た額の合計額に <u>100 分の 230</u> を乗じて得た額とする。 3・4 (略) 第 5 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(令和 6 年 1 2 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 令和 6 年 1 2 月に支給する期末手当に関する改正後の条例第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 2 3 0」とあるのは、「1 0 0 分の 2 3 5」とする。

(規則への委任)

- 4 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。